

秋田県スポーツ少年団役員選出母体規程内規

第1条 設置規程第7条及び第11条3項により別表を内規として定める。

第2条 設置規程第7条(2)項及び(3)項の役員選出については、就任時において満で70歳未満(本部長を除く)でなければならない。

第3条 役員を選出については、候補者選定委員会において審査・選出する。選定委員については、常任委員会で選出する。

第4条 この内規は、常任委員会の同意によって改廃することができる。

名 称	経 験 ・ 資 格 等	人 数
本 部 長	学識経験者	1 名
副 本 部 長	地区代表・学識経験者	4 名 以 内
常 任 顧 問	弁護士・ドクター等	若 干 名
	県体協関係者	若 干 名
	スポーツ振興課長等	若 干 名
顧 問	本部長経験者	
常 任 委 員	地区代表者	3 名
	競技委員会代表者	1 名
	学校体育団体代表者	1 名
	報道関係代表者	1 名
	県体協代表者	若 干 名
	公認指導者(スポーツ少年団)代表者	1 名
	指導協代表者	1 名
	学識経験者	若 干 名
参 与	役員経験者	

関係競技団体	○ミニバスケットボール ○軟式野球 ○サッカー ○バレーボール ○柔道 ○卓球 ○スキー ○ラグビー
--------	---

附 則 この内規は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成11年1月16日から施行する。

附 則 この内規は、平成13年3月7日から施行する。

附 則 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則 この規程は、令和3年2月24日に改定し、令和3年4月1日から施行する。